

福岡市ステップアップ助成事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市創業者応援団事業運営要綱第2条第2号に掲げる福岡市ステップアップ助成事業（以下「助成事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 助成事業は、新規性・成長性の高い事業計画を福岡市ステップアップ最優秀賞（以下「最優秀賞」という。）、福岡市ステップアップ優秀賞（以下「優秀賞」という。）又は福岡市ステップアップ奨励賞（以下「奨励賞」という。）に認定するとともに、認定された事業計画を策定した創業者に対し、経営面での課題改善に要する経費を補助する創業者育成補助金を交付することにより、創業者のステップアップを支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を除く。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。

2 この要綱において、「大企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社をいう。

(助成事業の対象者)

第4条 助成事業の対象者は、市内に本社を置く創業して10年未満の中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない者
- (2) 中小企業者にあつては、当該中小企業の発行済株式の2分の1を超えて一の大企業又は一
の他の中小企業者等に保有されていないもの
- (3) 本社（中小企業者以外の者の場合は、主たる事務所。以下同じ。）の所在地が市外の者にあつては、補助金交付の決定を受けた年度内に本社を市内に移転するもの
- (4) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないもの

2 中小企業者等において、代表者が個人事業で同一事業を行っていた場合は、当該個人事業を開始した日をもって創業の日とする。

3 過去に実施された助成事業において、補助金の交付を受けた者については、第1項の規定にかかわらず、助成事業の対象者とししない。

(募集)

第5条 助成事業の対象者の募集は公募とする。

第2章 補助金交付の申請及び決定等

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、経営面での課題を改善するために必要な経費とする。ただし、人件費の合計額は交付補助金の2分の1を限度とする。

(補助金の額)

第7条 最優秀賞に認定された者に対する補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の10分の10又は100万円のうち、いずれか低い額で市の予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

2 優秀賞に認定された者に対する補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の10分の10又は70万円のうち、いずれか低い額で市の予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

3 奨励賞に認定された者に対する補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の10分の10又は10万円のうち、いずれか低い額で市の予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

(申請)

第8条 助成事業に申込み、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡市ステップアップ助成事業申込兼創業者育成補助金交付申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4号に規定する書類については、第10条第2項の規定によりビジネスプラン評価会（第22条に定めるビジネスプラン評価会。以下第11条まで「評価会」という。）に付する旨の通知を受けた場合のみ、当該通知後速やかに提出するものとする。

(1) ステップアップのための事業計画書（様式第1号別紙1。以下「事業計画書」という。）

(2) 役員名簿（様式第1号別紙2）

(3) 直近の事業年度の決算書

(4) 中小企業者等の登記事項証明書

2 申請者が中小企業者等を設立後最初の決算日以後2か月以内であるときは、前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類の提出は免除することができる。

3 市長は、第1項のほか、必要のあるときは、申請者に対し所要の書類の提出等を求めることができる。

(審査の依頼)

第9条 市長は、申請者が提出した事業計画書の一次審査を、第21条に定める書類審査委員に依頼し、二次審査を評価会に依頼する。

(一次審査)

第10条 書類審査委員は、市長の依頼を受け、申請者が提出した事業計画書について書類審査を行い、新規性・成長性が高く、最優秀賞、優秀賞又は奨励賞に認定することが相応しいと認められる、書類審査委員の合算点数が上位5点の事業計画書を市長に報告する。なお同点数の場合は、書類審査委員の合議にて上位5点を決定する。

2 市長は、書類審査委員の報告を受け、評価会に審査を依頼する事業計画書を決定するとともに、速やかに審査結果を申請者に通知するものとする。

(二次審査)

第11条 評価会は、前条第2項の規定により市長から審査を依頼された事業計画書について、申請者のプレゼンテーションによる審査を行い、本要綱の趣旨に照らして最優秀賞に認定することが相応しいと認められる事業計画書を選考する。

2 評価会は、前項において選考されなかったものの中から、優秀賞に認定することが相応しいと認められる事業計画書を選考する。

3 評価会は、第1項及び第2項において選考されなかったものの中から、奨励賞に認定することが相応しいと認められる事業計画書を選考することができる。

4 評価会は、前3項の規定による選考の結果を市長に報告する。

(賞の認定及び補助金交付の決定)

第12条 市長は、前条第4項の報告を踏まえ、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の認定を行い、認定

された事業計画を策定した者に補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金交付審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第13条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた日の属する市の会計年度が終了する日までに、事業計画に基づく事業の成果について事業実績報告書（様式第4号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び支払）

第15条 前条の規定による補助金確定の通知を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、福岡市会計帳簿諸表等様式規則別記様式第37号に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の条件）

第16条 交付決定者に対する補助金の交付にあたっては、次の各号に定める条件を付する。

- (1) 事業計画の内容又は課題改善計画に要する経費の配分を変更（補助目的の達成に支障を来さない軽微な変更を除く。）をする場合は、事業変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業計画に基づく事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 課題改善計画が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は事業計画に基づく事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けること。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助金の交付の条件に違反したとき、又は事業計画に基づく事業を中止し、若しくは廃止した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付決定者に交付すべき補助金の額の確定があった後においても同様とする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（暴力団の排除）

第18条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、第4条の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は、助成事業の対象者とししないものとする。

(1) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するもののあるもの

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、最優秀賞、優秀賞又は奨励賞の受賞者が前項各号のいずれかに該当したときは、第12条の規定による認定を取消し、かつ、交付決定者については、前条の規定に関わらず、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合に、これ

を準用する。

- 5 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の返還）

- 第 19 条 交付決定者は、第 17 条及び前条第 3 項の規定による交付決定の全部又は一部の取消を受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときには、当該補助金の全部又は市長が定める額を市長が定める日までに市に返還しなければならない。

（支援人材の派遣）

- 第 20 条 市長は、第 12 条の規定による最優秀賞、優秀賞及び奨励賞に認定された事業計画を策定した者に対し、助成事業をより効果的に活用するため、支援人材を派遣することができる。

第 3 章 書類審査委員及びビジネスプラン評価会

（書類審査委員の設置）

- 第 21 条 書類審査委員は、事業計画書を審査し、新規性・成長性が高く、最優秀賞、優秀賞又は奨励賞に認定することが相応しいと認められる事業計画書を選考し、市長に報告することを目的として設置する。
- 2 書類審査委員は、福岡市創業者応援団事業運営要綱第 6 条第 2 号で定める専門分野における有識者の内から 5 人の者を市長が選任する。

（ビジネスプラン評価会の設置）

- 第 22 条 ビジネスプラン評価会（以下「評価会」という。）は、事業計画書を審査し、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の選考を行うとともに、更なる成長に向けて改善すべき事項について最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の認定を受けた者に助言することを目的として設置する。
- 2 評価会の委員は、福岡市創業者応援団事業運営要綱第 6 条で定める評議会委員の内から 5 人の者を市長が選任する。
- 3 評価会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 評価会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

第 4 章 雑則

（守秘義務）

- 第 23 条 事業に関係するすべての者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も、また同様とする。

（状況報告）

- 第 24 条 市長は、交付決定者に対し、最初の交付決定を受けた日から最長 5 年間、事業確認等報告書（様式第 10 号）の提出を求めることができる。

（規定外の事項）

- 第 25 条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、創業推進部長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 8 月 20 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 25 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 改正後のこの要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成 26 年 6 月 10 日から施行する。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 26 年度以前に交付決定した補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 令和7年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。